

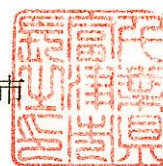
富津市公告第85号

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づき、所有不動産の登記移転等に係る公告申請書が提出されたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和7年12月23日

富津市長 高橋 恭 市



1 申請を行った認可地縁団体の名称、所在地

- (1) 名 称 関地区自治会
- (2) 所在地 富津市関419-1

2 申請不動産に関する事項

・土地

地 目	面 積	所在地
原野	92㎡	富津市関418番

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

3 異議を述べることができる者の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

期 間 令和7年12月23日（火）から令和8年3月23日（月）まで

5 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項の規定により、申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写し、その他の市町村長が必要と認める書類を添付し、富津市市民部市民課に提出すること。

表題部所有者一覧

No.	氏 名	持 分	住 所
1	佐久間 治太郎	390分の10	住所の記載なし
2	吉原 甚平	390分の10	住所の記載なし
3	吉田 和吉	390分の10	住所の記載なし
4	三浦 八郎	390分の10	住所の記載なし
5	佐久間 春吉	390分の10	住所の記載なし
6	三浦 西之助	390分の10	住所の記載なし
7	絹村 長九郎	390分の10	住所の記載なし
8	絹村 友三郎	390分の10	住所の記載なし
9	絹村 由藏	390分の10	住所の記載なし
10	安田 寅吉	390分の10	住所の記載なし
11	大塚 きの	390分の10	住所の記載なし
12	大塚 三治	390分の10	住所の記載なし
13	佐久間 安五郎	390分の10	住所の記載なし
14	大塚 元治郎	390分の10	住所の記載なし
15	大塚 元吉	390分の10	住所の記載なし
16	大塚 富太郎	390分の10	住所の記載なし
17	佐久間 嘉市	390分の10	住所の記載なし
18	絹村 義章	390分の10	住所の記載なし
19	佐久間 伊之吉	390分の10	住所の記載なし
20	絹村 興七	390分の10	住所の記載なし
21	絹村 喜久裕	390分の10	住所の記載なし
22	佐久間 栄藏	390分の10	住所の記載なし
23	安田 宗吉	390分の10	住所の記載なし
24	絹村 しげ	390分の10	住所の記載なし
25	佐久間 麻治郎	390分の10	住所の記載なし
26	佐久間 市太郎	390分の10	住所の記載なし
27	三浦 市衛	390分の10	住所の記載なし
28	三浦 芳裕	390分の10	住所の記載なし
29	吉田 国藏	390分の10	住所の記載なし
30	三浦 惣治郎	390分の10	住所の記載なし
31	吉原 源藏	390分の10	住所の記載なし
32	吉原 清平	390分の10	住所の記載なし
33	三浦 定吉	390分の10	住所の記載なし
34	三浦 卯之裕	390分の10	住所の記載なし
35	吉田 亀吉	390分の10	住所の記載なし
36	吉田 豊吉	390分の10	住所の記載なし
37	吉田 金之助	390分の10	住所の記載なし
38	三浦 長裕	390分の10	住所の記載なし
39	三浦 寅裕	390分の10	住所の記載なし